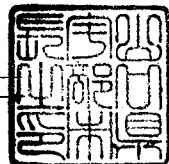


宇部市公告第 27 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 3 年(2021 年)4 月 7 日

宇部市長 篠 崎 圭



1 協議の場を設けた区域の範囲

万倉西奥地区（白椎ノ木、岩滝、浅地、中ノ浴、正楽寺、福間、中津集落）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 30 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 2 経営体、個人 2 経営体

4 対象地区の現状

高齢化と後継者不在のため、管理できない農地が増えている

基盤整備の対象農地は、中心経営体により集積する

5 対象地区の課題

基盤整備が実施されない農地の担い手の確保が必要である

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活動を継続する

6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基盤整備対象農地は中心経営体が集積し、その他の農地は、地区内外の認定農業や新規就農者の受入れを促進により対応する

7 6 の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構の活用、基盤整備の実施、機械化による労力の軽減、鳥獣及び病害虫による被害防止対策への取組み、耕作条件による保全農地の選定

8 縦覧期間

令和 3 年 4 月 7 日から令和 3 年 4 月 21 日まで